

事務連絡

平成31年3月7日

北海道開発局	流域治水専門官 殿
	河川情報管理官 殿
	地域事業管理官 殿
各地方整備局	河川計画課長 殿
	水災害予報センター長 殿
	地域河川課長 殿
沖縄総合事務局	河川課長 殿
	低潮線保全官 殿

水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室  
課長 補佐

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の  
実施状況等報告について（依頼）

水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組については、「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）」を踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の取組について」（平成31年1月29日国水河計第78号各都道府県知事・政令指定市長、各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、独立行政法人水資源機構理事長あて国土交通省水管理・国土保全局長通知）に基づき取組を進めて頂いているところですが、今般、「水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について」（平成31年3月7日老振発0307第1号国水環第195号各都道府県高齢者福祉部局長、各都道府県水防担当部局長、国土交通省各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長あて厚生労働省老健局振興課長、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通知）が通知されたことを踏まえ、本取組について大規模氾濫減災協議会（都道府県管理河川含む）毎に継続的にフォローアップするとともに、その実施状況等について下記の通り報告をお願いします。

## 1. 報告事項

各大規模氾濫減災協議会及び各都道府県大規模氾濫減災協議会における下記取組の実施状況・実施予定及び実施概要

- ① 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施
- ② 地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置
- ③ 協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組※の実施およびその状況を共有

### ※取組例

- ▶ 大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例を共有する
- ▶ ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等を説明する
- ▶ 大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力を行う 等

なお、『「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画』では、

- ・各大規模氾濫減災協議会及び各都道府県大規模氾濫減災協議会において 2019 年出水期までに、①、②を実施
- ・各大規模氾濫減災協議会において 2019 年出水期までに、③を 1 例以上実施

することとしておりますので、お取り計らいのほどお願いいたします。

## 2. 提出方法・提出期限

提出方法及び提出期限については、別途依頼予定の「水防法に基づく各種施策に係るフォローアップ調査について（依頼）」にて、詳述します。

## 3. 提出及び問合せ先

水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室  
課長補佐 峰 (内線 35453)  
水防調査係長 山川 (内線 35459)

老振発 0307 第 1 号  
国水環 第 195 号  
平成 31 年 3 月 7 日

各都道府県高齢者福祉部局長  
各都道府県水防担当部局長  
国土交通省各地方整備局河川部長  
北海道開発局建設部長  
沖縄総合事務局開発建設部長

厚生労働省老健局振興課長  
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長  
(公印省略)

### 水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組について（依頼）

水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成に入り最大の人的被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨を受け、中央防災会議において、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し避難対策の強化を検討するため、防災対策実行会議の下に、「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置され、平成 30 年 12 月 26 日に「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」がとりまとめられました。本報告では、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する、それらにより、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会が構築できるよう、今後実施すべき対策が提言されたところです。

この対策の一環として、「大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する」こととなりました。

つきましては、大規模氾濫減災協議会において、貴管内関係部局及び構成市町村と連携して下記取組を実施いただきますようお願いいたします。

#### 【取組内容】

- 市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局から当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫減災協議会で実施する
- 大規模氾濫減災協議会を構成している市町村におけるすべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置する
- すべての大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組<sup>\*</sup>の実施及びその状況を共有する

※取組例

- ▶ 大規模氾濫減災協議会において、地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常業務における防災に関する取組事例を共有する
- ▶ ケアマネジャーの職能団体の災害対応研修の場等を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等を説明する
- ▶ 大規模氾濫減災協議会の構成員による地域包括支援センターの住民向け講座等の機会を活用した最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する協力を行う 等

また、各都道府県高齢者福祉部局長におかれましては、各地域包括支援センター等において上記の取組への対応が適切に行われるよう、貴管下の市町村高齢者福祉部局及び地域包括支援センター担当部局並びにケアマネジャーの職能団体に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

各都道府県水防担当部局長、国土交通省各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長におかれましては、各大規模氾濫減災協議会において上記の取組への対応が適切に行われるよう、各大規模氾濫減災協議会の構成員に対し、本通知の趣旨について周知いただきますようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

○高齢者福祉部局関係

厚生労働省老健局振興課

課長補佐 桜井（内線 3982）

TEL : 03-5253-1111（代表） FAX : 03-5292-7894

○水防担当部局関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 峰（内線 35453）

水防調査係長 山川（内線 35459）

TEL : 03-5253-8111（代表） FAX : 03-5253-1603